

第4部

自主規制レポート資料編

※第4部自主規制レポート資料編では監査業界の概観をつかむための情報や当協会自主規制の沿革等について簡潔にとりまとめ、掲載しています。

なお、年度表記となっているものは特に断りがない限り4月から翌年3月までの1年間を指します。

1 監査業界の概観

(1) 監査事務所の状況

監査を実施している監査事務所数

当協会では自主規制の取組を行う中で、監査事務所の規模に基づき大手監査法人、準大手監査法人及び中小監査事務所の3つに分類して監査の実施状況等を把握しています。当協会に提出された監査概要書(写)及び監査実施報告書により把握した、監査を実施する事務所数は次の表のとおりです。

(単位：事務所)

規模区分	2022年度	2023年度
大手監査法人	4 (0.2%)	4 (0.2%)
準大手監査法人	5 (0.2%)	4 (0.2%)
中小監査事務所	2,347 (99.6%)	2,386 (99.7%)
中小監査法人	245 (10.4%)	254 (10.6%)
共同事務所 ^(注2)	51 (2.2%)	49 (2.0%)
個人事務所	2,051 (87.1%)	2,083 (87.0%)
合計	2,356 (100.0%)	2,394 (100.0%)

(注) 1. 当協会に提出された監査概要書(写)及び監査実施報告書に記載されている監査事務所を各年度(決算日：4月1日～翌年3月31日)に集計。

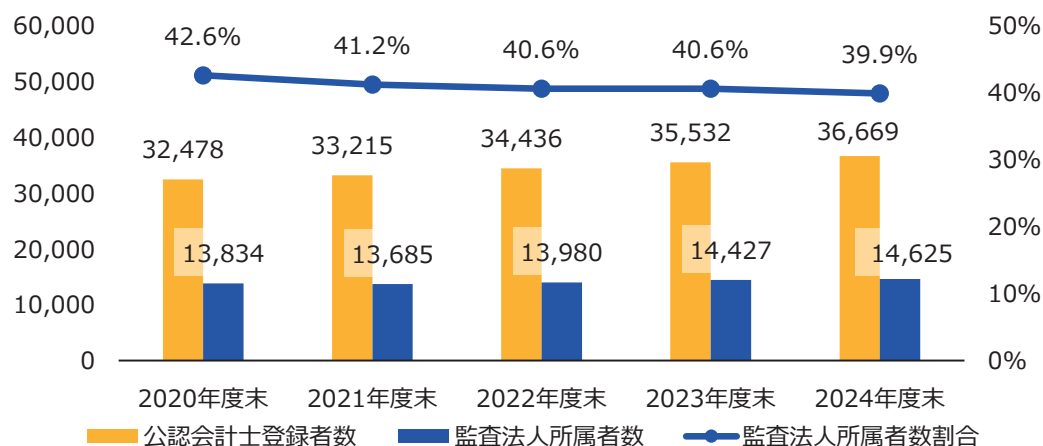
2. 複数の公認会計士が共同の事務所を有し、共同事務所において監査業務を行っている、公認会計士共同事務所数を集計。

公認会計士数と監査法人所属数

公認会計士は当協会に備えられている名簿に登録を受けることが義務付けられており、2024年度末現在の当協会の会員数は、公認会計士36,669人、監査法人294事務所となっています。

公認会計士登録者数は年々増加していますが、監査法人所属者数は横ばいであるため、登録者数に占める監査法人所属者数の割合は低下傾向にあります。

(単位：人)

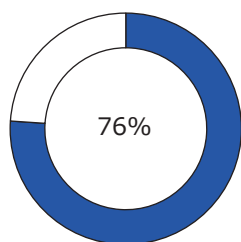


(注)当協会の会員登録情報から作成。

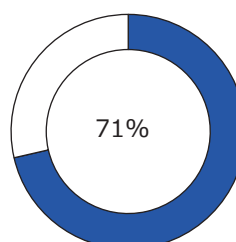
大手監査法人所属者割合

監査法人所属者のうち2024年度末時点の大手監査法人所属者は71%を占めていますが、5年前の2020年度末時点の比率と比較すると低下傾向にあります。

【2020 年度末】



【2024 年度末】



(注)当協会の会員登録情報から作成。

2024年度末における地域会別所属数

当協会には16の地域会があり、そのうち会員数が最も多いのは、会員の過半数が所属する東京会です。

地域会	公認会計士 ^(注2) (人)	監査法人 (事務所)	合計 (人・事務所)	構成比
北海道	417	6	423	1%
東北	462	4	466	1%
埼玉	915	0	915	2%
千葉	887	1	888	2%
東京	21,700	185	21,885	59%
神奈川県	1,806	3	1,809	5%
東海	2,357	16	2,373	6%
北陸	319	1	320	1%
京滋	770	9	779	2%
近畿	4,096	43	4,139	11%
兵庫	909	2	911	2%
中国	510	5	515	1%
四国	253	6	259	1%
北部九州	929	9	938	3%
南九州	237	3	240	1%
沖縄	102	1	103	0%
合計	36,669	294	36,963	100%

(注) 1.当協会の「会員数等調」(2025年3月31日現在)から作成。

2.共同事務所数は公認会計士数に含めており、外国公認会計士の人数は含んでいない。

(2)登録上場会社等監査人の構成員の状況

登録上場会社等監査人の法人規模別事務所数

2024年度末時点において、上場会社等監査人名簿に登録を受けている監査事務所(以下、登録上場会社等監査人という。)を法人規模別に集計すると次の表のとおりとなります。

(単位：事務所)

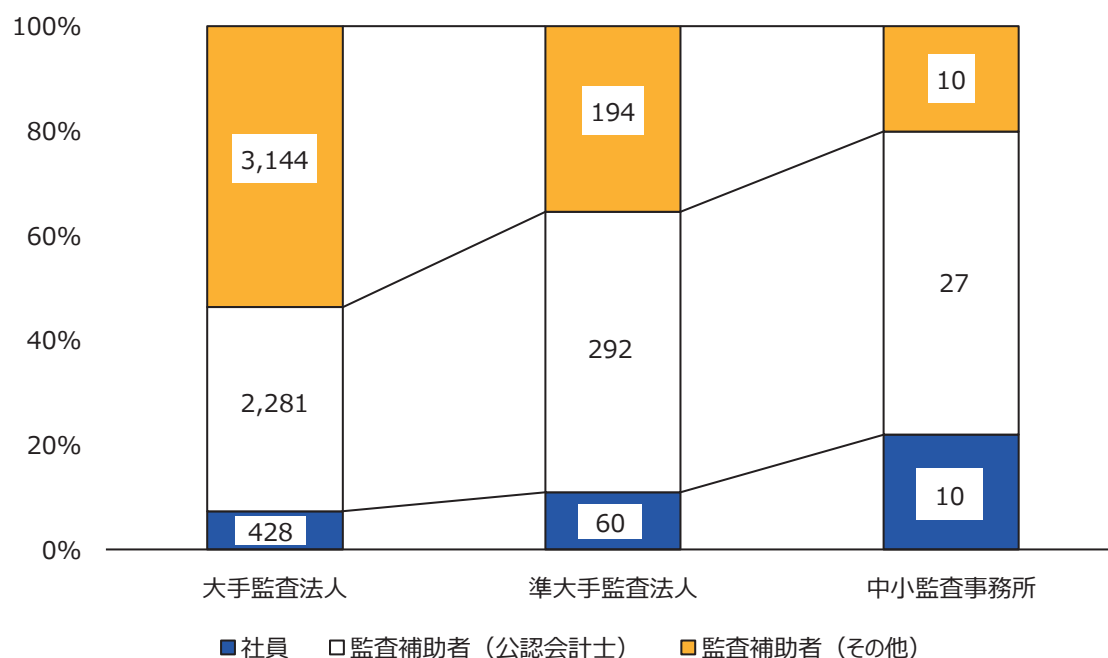
規模区分	登録上場会社等監査人
大手監査法人	4
準大手監査法人	4
中小監査事務所	115
合計	123

(注)当協会の「登録上場会社等監査人情報」(2025年3月31日時点)から作成。

登録上場会社等監査人の平均所属人数と構成員の比率

登録上場会社等監査人の所属人数を監査事務所の規模別で平均すると、人数は大手監査法人が最も多いですが、人数の比率では、監査事務所の規模が小さいほど社員の比率が大きくなります。

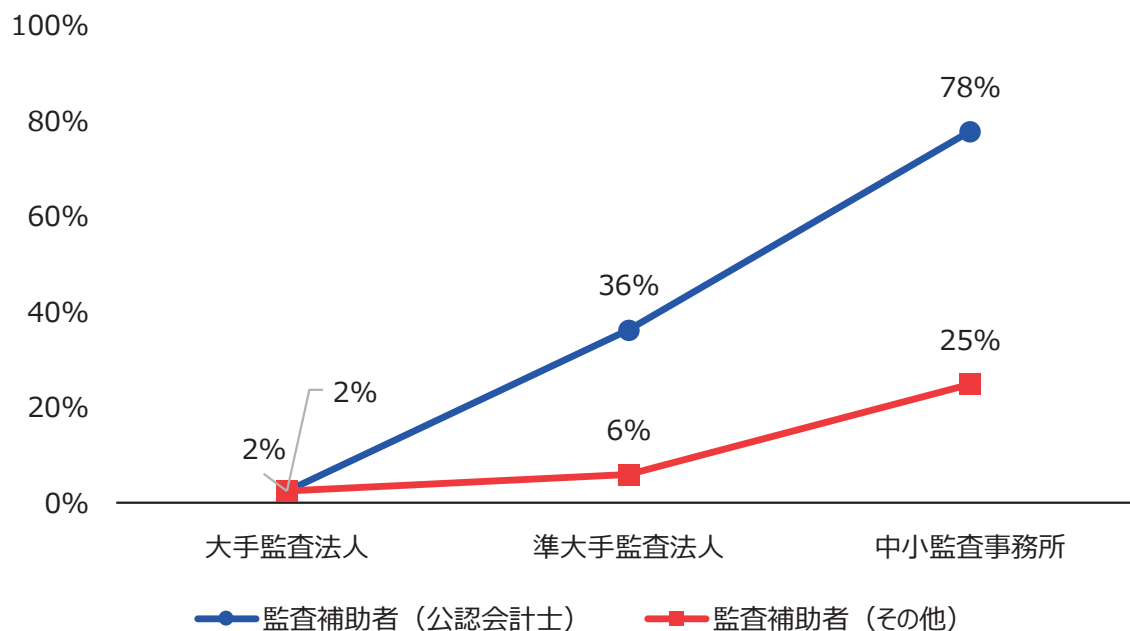
(単位：人)



- (注) 1.当協会の「登録上場会社等監査人情報」(2025年3月31日時点)から作成。
 2.監査補助者(その他)は、公認会計士以外の公認会計士試験合格者のほか、米国公認会計士やITの専門家等を指す。(以下同じ。)
 3.社員の人数には特定社員を含まず、監査補助者(公認会計士)、監査補助者(その他)の人数には非常勤職員を含む。

登録上場会社等監査人における非常勤職員の比率

登録上場会社等監査人における非常勤職員の比率を監査事務所の規模別で比較すると、監査事務所の規模が小さいほど非常勤比率が高くなり、特に監査補助者(公認会計士)において大きな差が見られます。



(注)当協会の「登録上場会社等監査人情報」(2025年3月31日時点)から作成。

(3)監査の実施状況

当協会における監査実施状況の把握

当協会は、会員をはじめとする利害関係者の意思決定の参考に資するため、監査に関与する者の人数、監査時間、監査報酬額を統計資料として取りまとめ、「監査実施状況調査」として公表しています。

なお、本調査において1社当たりの人数や時間の平均等を示していますが、各監査業務は被監査会社等の業種・業態・規模をはじめとした様々な要因により異なるものであり、一律に指標を示すものではないことに留意する必要があります。

本調査は、2024年10月31日までに当協会に提出された2023年4月期から2024年3月期までの1年間に係る監査概要書(写し)及び監査実施報告書(会社法監査、信金・信組・労金監査、学校法人監査、特定目的会社監査、投資事業有限責任組合監査、独立行政法人監査、地方独立行政法人監査、国立大学法人等監査、公益法人等監査、社会福祉法人監査、医療法人監査、農業協同組合等監査、施設型給付費を受ける教育・保育施設等監査、地方公共団体包括外部監査)により、集計したものです。

以降「(3)監査の実施状況」及び「(4)金融商品取引法監査の実施状況」において、監査実施状況調査(2023年度)を基に取りまとめた図表を掲載します。

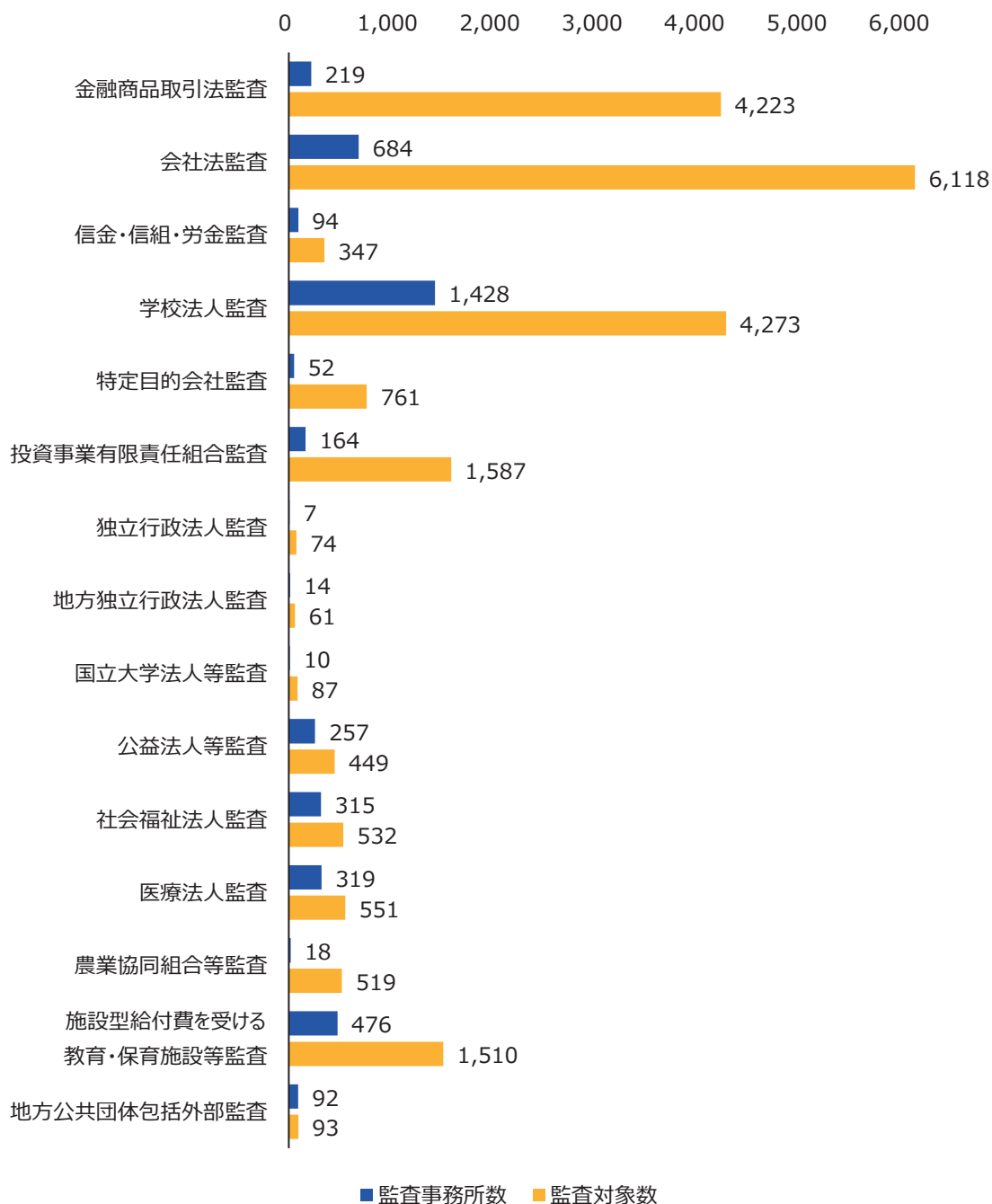
【監査実施状況調査(2023年度)】

URL:https://jicpa.or.jp/specialized_field/20241220ihj.html

監査区分ごとの被監査対象数と監査事務所数の状況(実施状況調査対象全体)

実施状況調査対象となる監査の被監査対象数は監査区分によって大きな差があり、最大となる会社法監査で6,000社超となっています。

なお、一つの監査事務所が複数の被監査対象の業務を受嘱することが多いため、監査区分ごとの監査事務所数と被監査対象数は必ずしも関連しません。



(注)本レポートにおいて金融商品取引法監査全体の傾向を示すため、当協会の「監査実施状況調査」での分類とは異なる監査区分で表示している。金商法監査(個別のみ)、金商法監査(連結あり)の内訳は「監査実施状況調査(2023年度)」を参照のこと。

直近5年間の監査報酬額、監査時間、時間当たり単価の推移表(実施状況調査対象全体)

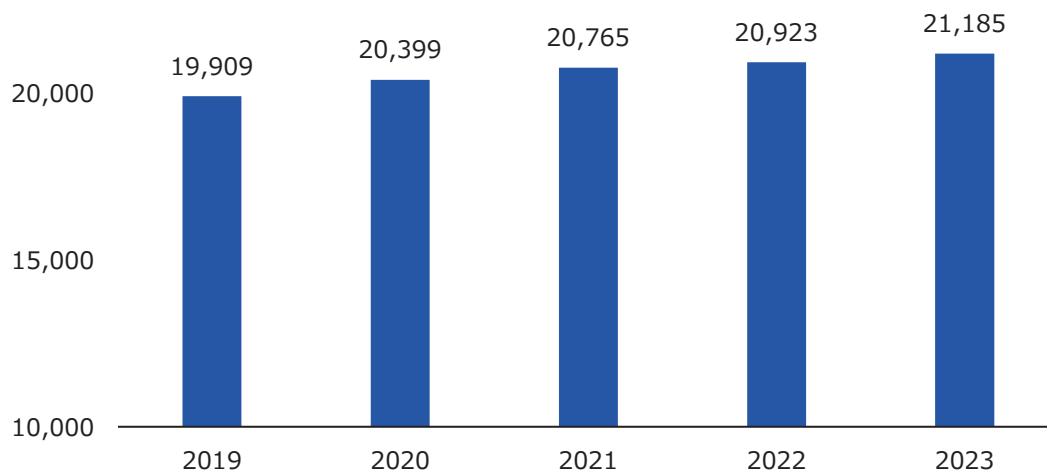
実施状況調査の対象となる監査業務の直近5年間の推移は以下の表のとおりです。

年度(注)	被監査対象数	総監査報酬額 (億円)	総監査時間 (千時間)	時間当たり平均 単価(円/時間)
2019	19,909	2,968	24,646	12,041
2020	20,399	3,079	25,578	12,037
2021	20,765	3,176	26,058	12,188
2022	20,923	3,304	27,193	12,152
2023	21,185	3,462	28,153	12,296

(注)当協会に提出された監査概要書(写)及び監査実施報告書により、各年4月1日から翌3月31日に決算日が到来する被監査対象の情報を各年度に集計。(以下「(3)監査の実施状況」において同じ。)

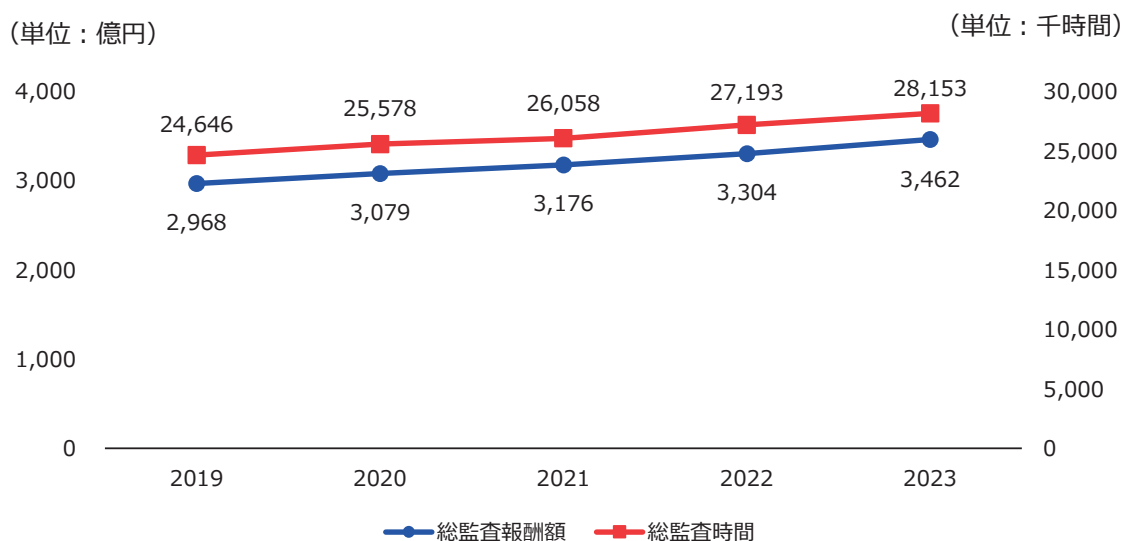
直近5年間の被監査対象数の推移(実施状況調査対象全体)

実施状況調査の対象となる監査の被監査対象数は直近5年間で増加傾向にあります。



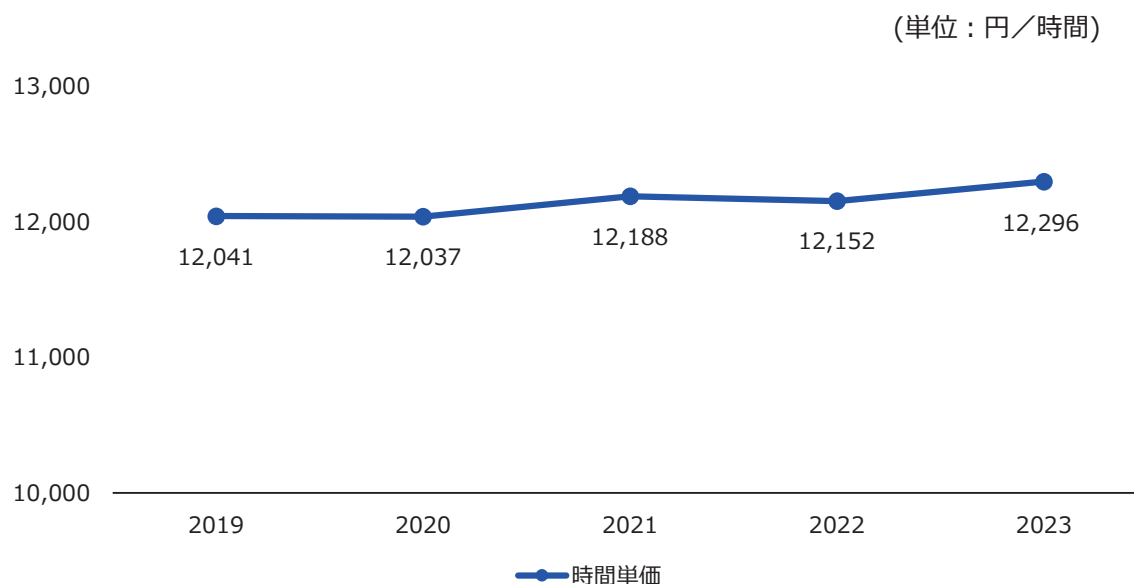
直近5年間の監査報酬額、監査時間の推移(実施状況調査対象全体)

実施状況調査の対象となる被監査対象において直近5年間の監査報酬額及び監査時間はいずれも増加しています。



直近5年間の時間当たり平均単価の推移(実施状況調査対象全体)

実施状況調査の対象となる被監査対象において、監査時間当たりの平均単価は年度によって多少上下はあるものの、直近5年間に於いてゆるやかな上昇基調にあります。



(4)金融商品取引法監査の実施状況

金融商品取引法監査の直近5年間の推移も、被監査会社数、総監査報酬額、総監査時間は年々上昇しています。また、監査時間当たりの平均単価が年度によって多少上下はあるものの、直近5年間に於いてゆるやかな上昇基調にあることも実施状況調査対象全体の傾向と同様です。

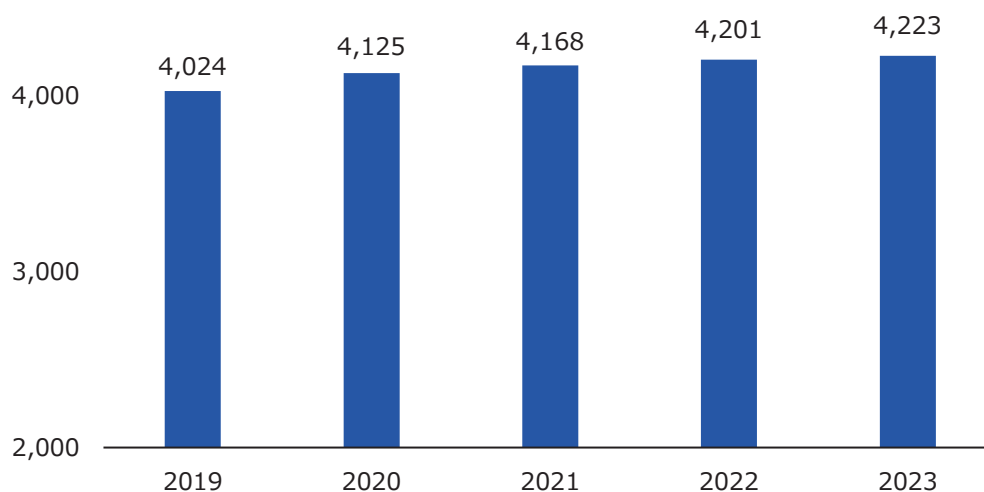
直近5年間の監査報酬額、監査時間、時間当たり単価の推移表(金融商品取引法監査)

年度 ^(注)	被監査会社数	総監査報酬額 (億円)	総監査時間 (千時間)	時間当たり平均 単価(円/時間)
2019	4,024	1,880	15,806	11,893
2020	4,125	1,943	16,442	11,819
2021	4,168	2,003	16,789	11,931
2022	4,201	2,077	17,489	11,875
2023	4,223	2,166	18,002	12,033

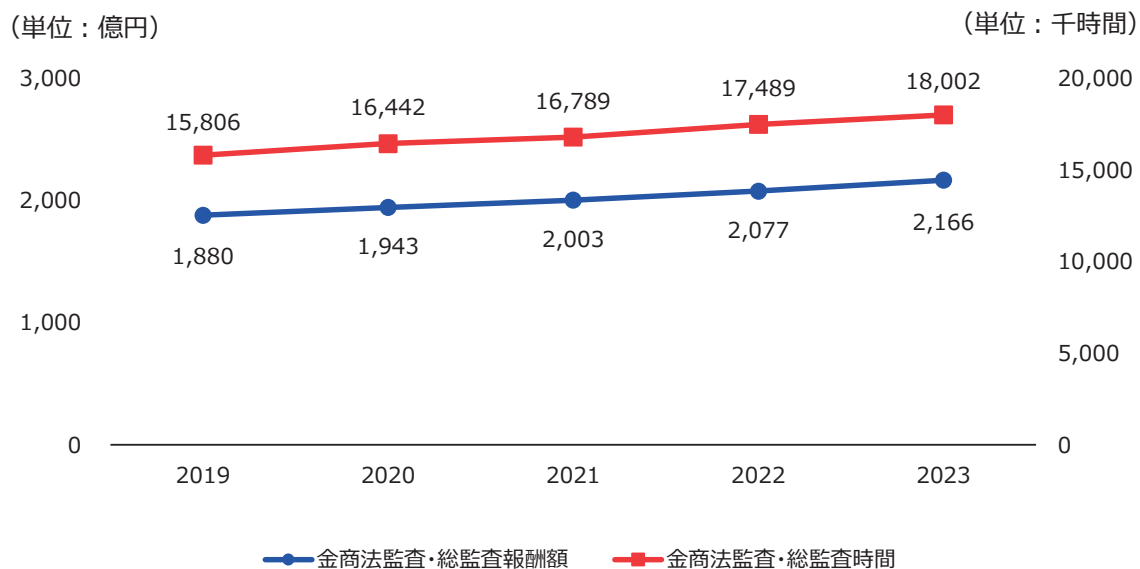
(注)当協会に提出された監査概要書(写)及び監査実施報告書により、各年4月1日から翌3月31日に決算日が到来する被監査会社の情報を各年度に集計。(以下「(4)金融商品取引法監査の実施状況」において同じ。)

直近5年間の被監査対象数の推移(金融商品取引法監査)

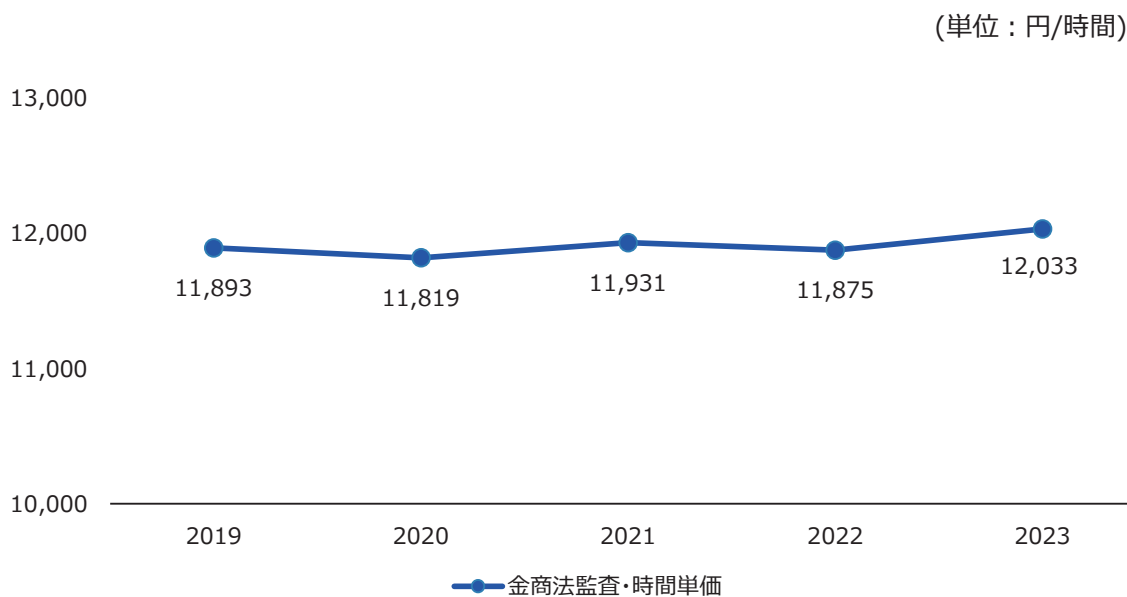
(単位：社)



直近5年間の総監査報酬額、総監査時間の推移(金融商品取引法監査)



直近5年間の平均単価の推移(金融商品取引法監査)



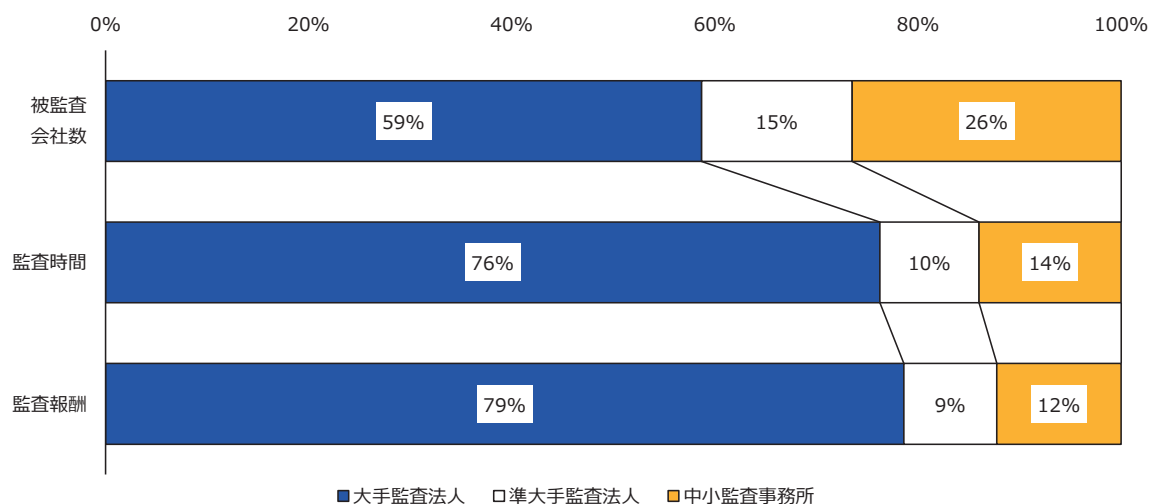
金融商品取引法監査に従事する監査事務所規模別の内訳(2023年度)

金融商品取引法監査に従事する219の監査事務所を規模区分ごとに集計すると、被監査会社数、監査報酬額、監査時間の内訳は次の表のとおりとなります。

監査事務所 規模区分	法人・ 事務所数	被監査会社数	総監査報酬額 (億円)	総監査時間 (千時間)
大手監査法人	4	2,478	1,702	13,723
準大手監査法人	4	626	198	1,760
中小監査事務所	211	1,119	265	2,519
合計	219	4,223	2,165	18,002

金融商品取引法監査の法人規模別シェアの状況(2023年度)

大手監査法人4法人が占める被監査会社数の割合は金融商品取引法監査全体の約60%ですが、報酬額及び時間数に占める割合で見ると約80%まで上昇します。

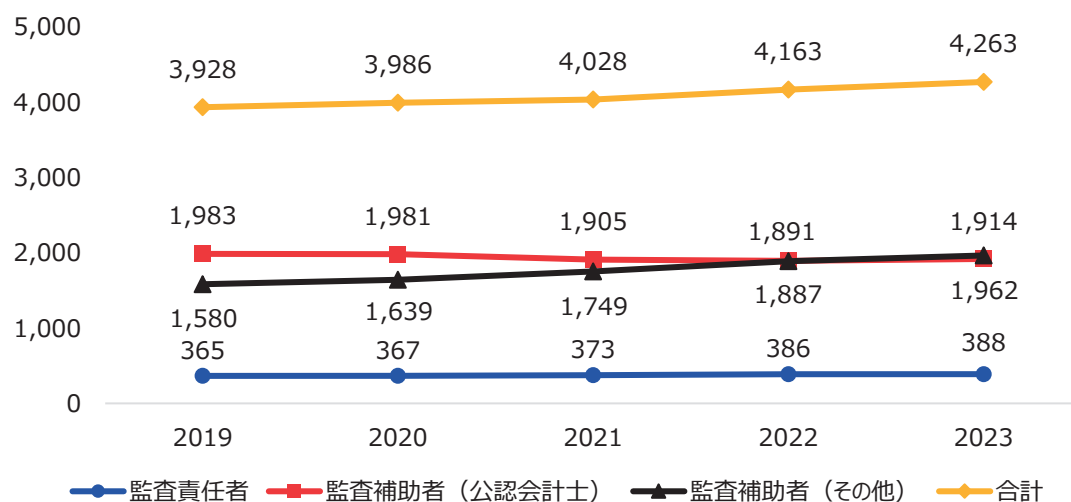


金融商品取引法監査の直近5年間の1社あたり平均時間数と構成員別時間数の推移

金融商品取引法監査における被監査会社1社あたり平均時間数の推移は次のグラフのとおりです。

構成員別の内訳において監査補助者(その他)の時間数が年々増加しており、2023年度には監査補助者(公認会計士)の時間数を上回りました。

(単位：時間)



(5)金融商品取引法監査の会計監査人異動の状況

会計監査人の異動件数

当協会では会計監査の実施状況を把握するため、会計監査人の異動の状況について継続的にモニタリングしています。

各年の4月1日～翌3月31日の間に提出された臨時報告書^(注1)の記載から、当協会が把握した2024年度の会計監査人の異動は161件(2023年度277件)^(注2)となりました。

なお、2024年度の異動数161件は監査法人の合併による異動を除いた2023年度の異動数190件と比較して減少しています。

- (注) 1. 金融商品取引法監査の監査対象となる被監査会社は同法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定により、臨時報告書において会計監査人の異動理由を開示することとされている。
2. 臨時報告書において後任監査人が決定された旨公表された件数を1件として集計(後任監査人決定までの間に監査人の辞退や一時監査人の選任等で複数回の臨時報告書が提出された場合は集約して1件としている。)
3. 2024年度は監査法人の合併による異動は確認されなかった。

監査事務所の規模別の会計監査人異動状況

2024年度の161件の会計監査人の異動のうち、大手監査法人が前任監査人であった件数は84件であり、このうち中小監査事務所への異動が48件と過半数を占めています。

(単位：件)

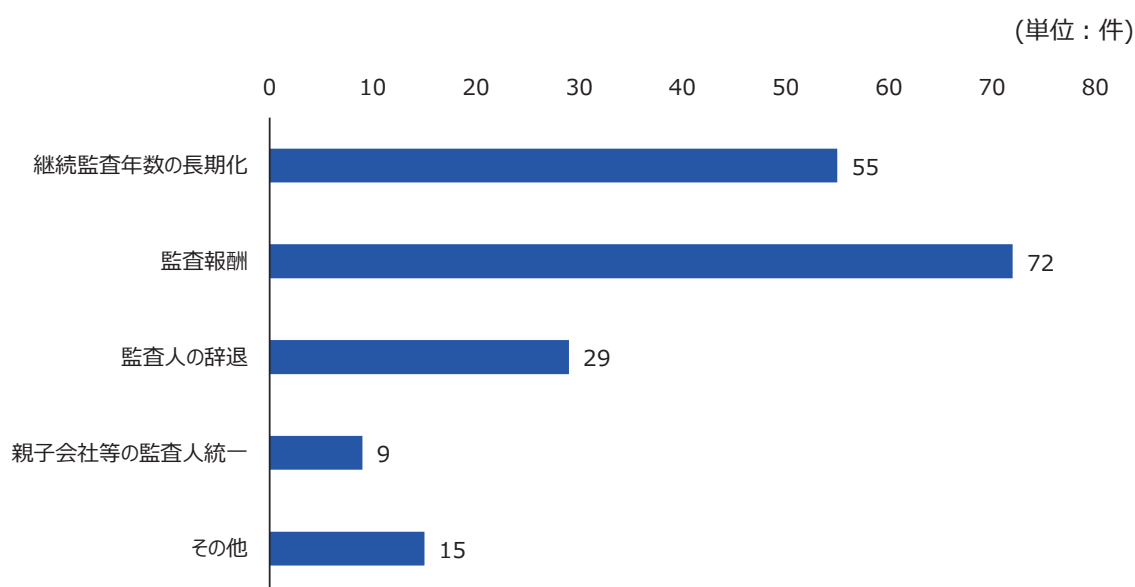
		後任監査人			
		大手監査法人	準大手監査法人	中小監査事務所	合計
前任監査人	大手監査法人	14	22	48	84
	準大手監査法人	4	1	11	16
	中小監査事務所	5	3	53	61
	合計	23	26	112	161

会計監査人の主な異動理由

2024年度における会計監査人の主な異動理由を当協会にて集計したところ、「監査報酬」を理由とした異動が72件と最も多く、監査報酬の増額傾向を背景に監査対応と監査報酬の相当性を踏まえて新たな監査人を選任するケースが多数見られました。このほか「継続監査年数の長期化」を理由とするものが55件、監査品質を維持するための人員確保が困難であるなどの理由から監査人側が監査契約更新を辞退する等の「監査人の辞退」29件が続く結果となりました。(注)

なお、「その他」の類型においては、継続監査年数に関わらず、任期満了を契機に新たな視点での監査が期待できることをもって監査人異動を検討したケースが多く見られました。

(注)会計監査人の異動に関する臨時報告書に記載された「当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯」から、監査人異動を検討する端緒となった理由を当協会にて集計。なお、複数の理由が開示されている場合には、重複して集計しているため、会計監査人の異動件数161件と当該異動理由の件数の合計は一致しない。



(6)金融商品取引法監査の監査意見の状況

監査意見の種類

会計監査人は、被監査会社の作成した財務諸表が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って、会社の財務状況を適正に表示していると認められるか判断し、監査意見を表明します。

監査意見の種類は次の表のとおりです。

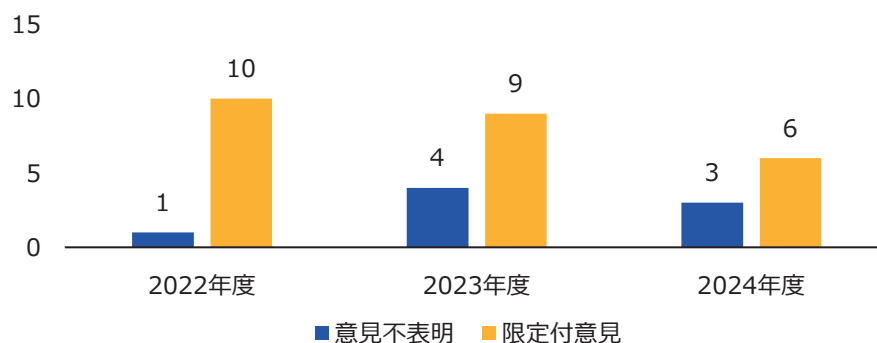
意見の種類		内容
無限定適正意見		経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められると判断したときに表明する。
意見に関する除外	限定付適正意見	経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあり、その影響が無限定適正意見を表明することができない程度に重要ではあるものの、財務諸表を全体として虚偽の表示に当たるとするほどではないと判断したときに表明する。
	不適正意見	経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあり、その影響が財務諸表全体として虚偽の表示に当たるとするほどに重要であると判断した場合に表明する。
監査範囲の制約	限定付適正意見	重要な監査手続を実施できなかったことにより、無限定適正意見を表明することができない場合において、その影響が財務諸表全体に対する意見表明ができないほどではないと判断したときに表明する。
	意見不表明	重要な監査手続を実施できなかったことにより、財務諸表全体に対する意見表明のための基礎を得ることができなかったときには、財務諸表に対する意見を表明しない。

除外事項付意見が付された会社の状況

2022年度から2024年度の各年度に提出された有価証券報告書等のうち、意見不表明となっている監査報告書、又は限定付適正意見が表明された監査報告書を提出した会社数^(注)は次のグラフのとおりです。

なお、当該期間において不適正意見の表明は確認されませんでした。

(単位：社)



(注)各年度に提出された有価証券報告書及び有価証券報告書の訂正報告書に添付された監査報告書の監査日付を基準に、意見不表明、限定付適正意見の表明それぞれに該当した会社数を各年度に集計。

(7)金融商品取引法監査の四半期レビューの状況

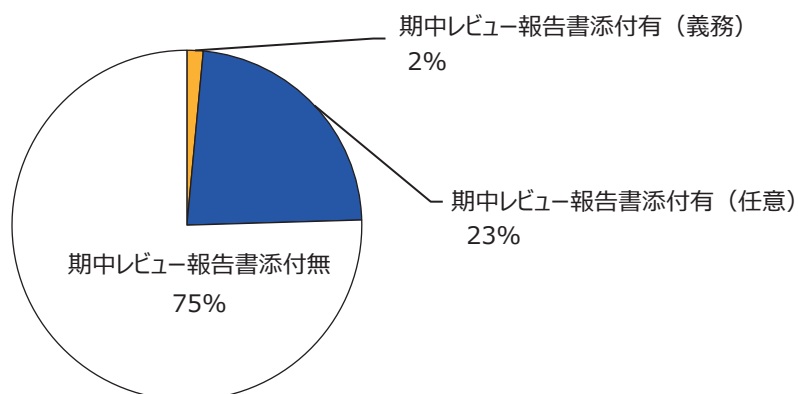
上場会社における四半期連結財務諸表に対する期中レビューの実施状況

2023年の金融商品取引法改正により、法令上の四半期報告書(第1・第3四半期)が廃止^(注1)され、上場会社の四半期開示制度は証券取引所規則に基づく四半期決算短信に「一本化」されることとなり、四半期決算におけるレビューが、会計不正等の理由から取引所規則により提出が義務付けられる場合を除いて原則任意とされました。

当協会において、改正金融商品取引法の施行後、初回の提出となる四半期決算短信への期中レビュー報告書の添付状況を集計したところ、義務・任意の別を問わず期中レビューを実施した会社の割合は約25%となりました。^(注2)

(注) 1.第2四半期報告書は、半期報告書として法律上の開示義務が残り、これまでの第2四半期報告書と同程度の記載内容と会計監査人のレビューが求められている。

2.2025年3月31日までに提出されている四半期決算短信を対象に集計。



2

自主規制の取組に関する資料

(1)各制度の沿革

	日本公認会計士協会	(参考) 公認会計士・監査審査会 ^(注2)
1979年	【個別事案審査制度】 監査業務の適正な運用発展を図るため、「監査業務審査会」を設置(個別事案審査の枠外での設置。懲戒処分は理事会において決議されていた。)	
1995年	【個別事案審査制度】 ・会員及び準会員の綱紀を保持粛正し、正確かつ衡平な処分を行うことを職務とする「綱紀委員会」を新設(執行内の組織) ・会員及び準会員の権利を保障し、事案の公正な認定を担保するため、「不服審査会」を新設	
1999年	【品質管理レビュー制度】 ・自主規制の一環として品質管理レビューを開始(レビューアー6人/大手監査法人を対象としたフル・レビュー ^(注1) を実施) ・品質管理レビューの性格を「指導的又は教育的性格」とする 【個別事案審査制度】 ・品質管理レビューの開始に伴い、監査業務審査会の職務から品質管理委員会の所掌事項が除かれる	
2001年	【品質管理レビュー制度】 ・上場会社を監査している監査事務所を対象としたフル・レビュー ^(注1) を開始 【個別事案審査制度】 ・監査業務審査会が個別事案審査制度の組織へと位置付けが変更される ・当協会の監査業務の審査の適切な運営に資するため、「監査業務モニター会議」を新設	
2004年	【品質管理レビュー制度】 ・公認会計士法(第46条の9の2)の改正に基づき、従前の公認会計士審査会を改組・拡充して設置	・公認会計士法(第46条の9の2)の改正によって、同法に基づく制度として位置付けられる
2005年	【品質管理レビュー制度】 ・品質管理レビューの性格を「指導的性格」に変更 ・フル・レビュー ^(注1) の対象を公認会計士法上の大会社等を監査する監査事務所に拡大(レビューアーを9人から20人に増員) 【個別事案審査制度】 ・事案処理の外観的独立性・透明性・客観性確保のため、執行外の機関として「綱紀審査会」を新設(処分相当性に関する調査を綱紀審査会の調査部会で実施) ・懲戒処分を実施した際の公表制度を新設	
2007年	【品質管理レビュー制度】 ・上場会社を監査している監査事務所を対象としたフォローアップ・レビューを開始(レビューアーを20人から29人に増員)	

	日本公認会計士協会	(参考) 公認会計士・監査審査会 ^(注2)
2007年	【上場会社等監査人登録制度】 ・上場会社監査事務所登録制度を自主規制として導入	
2011年	【品質管理レビュー制度】 ・信用金庫、信用協同組合、労働金庫を監査している監査事務所を対象とした品質管理レビューを開始 ・新たに品質管理委員会に外部委員を置く	
2012年	【個別事案審査制度】 事案処理の迅速化・効率化、客観性と公正性を確保するため、綱紀審査会が担っていた処分相当性の判断を行う「規律調査会」を新設(執行内の組織)	
2015年	【品質管理レビュー制度】 ・品質管理レビューの性格を「指導及び監督」に変更 ・品質管理レビューの結果に基づく措置制度を新設 ・機動レビュー及び特別レビューの新設 【上場会社等監査人登録制度】 ・上場会社監査事務所登録制度の一部改正(登録事務所名簿からの抹消と再登録の制限並びに制限の解除に関する制度の導入及び準登録事務所名簿への登録に関する申請・審査に関する事項の見直し)	
2016年	【品質管理レビュー制度】 ・品質管理レビューを安定的に実施するためレビューアーを30人から40人に増員	・公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上公表 ・大手監査法人について、検査で重要な不備事項が指摘された場合には、当該検査の次事務年度においてフォローアップ検査を開始 ・モニタリングレポート作成・公表開始
2017年		・監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)事務局東京設置
2019年	【品質管理レビュー制度】 ・会則一部変更による品質管理レビュー制度の改正(自主規制の機能向上に係る制度変更：通常レビューの実施頻度の柔軟化、特別レビューの実施要件の緩和、通常レビューの結果の見直し、品質管理レビュー制度上の措置の適正化、改善措置の状況の確認方法の見直し等) 【品質管理レビュー制度/個別事案審査制度】 ・審査の専門性向上及び判断の衡平性確保を図る観点から、不服審査会及び上場会社監査事務所登録・措置不服審査会を一本化し、「適正手続等審査会」を設置 ・当協会全体の自主規制制度の運営状況を外部の目で評価し、それを踏まえた大局的な視点から助言等を行う機関として、「自主規制モニター会議」を設置(監査業務モニター会議及び品質管理審議会は、発展的に解消) 【上場会社等監査人登録制度】 ・会則一部変更による上場会社監査事務所登録制度の改正(自主規制の機能向上に係る制度変更：上場会社監査事務所部会の職務の明確化とオフサイトモニタリング機能の強化、上場会社監査事務所に対する不備事項の開示の拡充、上場会社監査事務所登録制度上の措置の確定時期・効力発生時期の明確化等)	

	日本公認会計士協会	(参考) 公認会計士・監査審査会 ^(注2)
2019年	【個別事案審査制度】 ・ 事案処理の更なる迅速化を目的として、監査業務審査会と規律調査会を統合し、「監査・規律審査会」を設置	
2020年		・ 大手監査法人へのフォローアップ検査における個別監査業務の検証の原則不実施・デジタル技術を活用した検査の導入
2022年	【個別事案審査制度】 ・ 公認会計士法の改正による登録抹消事由の追加(一定の期間にわたり継続的専門研修を受けていないこと、又は2年以上継続して所在不明)に伴い、事由該当者は登録抹消となり、個別事案審査制度の審査対象から除外	
2023年	【品質管理レビュー制度】 ・ 上場会社等監査人登録制度を踏まえ、「登録の審査のためのレビュー」の新設 ・ 適格性の確認のために品質管理レビューを利用 ・ 品質管理レビューの性格を「指導及び監督(監督上の措置)」に変更 ・ 上場会社等監査人登録制度への移行に伴い、適正手続等審査会の職務から品質管理レビューに関する事項が削除される。(登録拒否等の処分に不服がある場合には、行政不服審査法に基づき国に審査請求を行うこととなった。) 【上場会社等監査人登録制度】 ・ 2022年公認会計士法の改正を踏まえ、同法の制度として、上場会社等監査人登録制度を開始	
2024年	【個別事案審査制度】 ・ 特定事案(会費納付義務違反、CPD履修義務違反及び登録名簿の記載事項の変更登録義務違反)に係る懲戒処分の適時性及び早期の懲戒処分を行うことによる有効性を確保するため、監査・規律審査会における綱紀審査会への処分提案機能を各所管部門に移管 ・ 懲戒処分実施時の公表要件を拡充(より高い規律付けが求められる登録上場会社等監査人が懲戒処分を受けた場合、その旨を公表)	

(注) 1.フル・レビューとは、現在の「通常レビュー」と同様のレビュー。

2.公認会計士・監査審査会作成の「公認会計士・監査審査会の活動状況」及び「監査事務所等モニタリング基本方針」に基づき協会作成。

(2)自主規制の取組に関する主な用語

品質管理レビュー	公認会計士法第46条の9の2の趣旨を踏まえ、監査事務所が行うリスク評価プロセス(監査事務所により行われる監査の品質目標の設定、品質リスクの識別及び評価並びに品質リスクへの対処をいう。)を含む監査の品質管理システム(以下単に「品質管理システム」という。)の整備及び運用の状況について、当協会が確認する制度。品質管理レビューは、通常レビュー、特別レビュー及び登録の審査のためのレビューの3種類。
品質リスク	①発生可能性及び②個別に又は他のリスクと組み合わせて、一つ又は複数の品質目標の達成を阻害する可能性の双方が合理的に存在するリスク。
通常レビュー	会則に基づき、監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況を確認し、その結果を通知し、必要に応じ改善を勧告するとともに適切な措置を決定し、当該勧告に対する改善状況の報告を受ける行為。
特別レビュー	会則に基づき、監査事務所の特定分野又は特定の監査業務に係る品質管理システムの整備及び運用の状況を確認し、その結果を通知し、必要に応じ改善を勧告するとともに適切な措置を決定し、当該勧告に対する改善状況の報告を受ける行為。
登録の審査のためのレビュー	会則に基づき、上場会社等監査人名簿への登録を受けようとする監査事務所(以下「登録申請者」という。)及び上場会社等監査人名簿への登録を受けた後に、通常レビューの対象となる監査業務を受嘱していない監査事務所に対して、当該監査事務所の品質管理システムの整備の状況を確認し、その結果を通知し、必要に応じ改善を勧告するとともに適切な措置を決定し、当該勧告に対する改善状況の報告を受ける行為。
改善状況の確認	品質管理レビューを実施した結果、改善勧告事項があった全ての監査事務所に対して、原則として翌年度に書面(改善状況報告書)による改善状況の報告を求めるが、改善が認められないと判断した場合等に改善措置の状況を確認するための行為。
適格性の確認	公認会計士法第34条の34の14に基づき、上場会社等の監査を行う監査事務所が、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するに足りる体制を備えているかどうかについて確認すること。
上場会社等	公認会計士法施行令(昭和27年政令第343号)第29条の2の「上場会社等」 ^(注1) をいう。
通常レビュー対象監査事務所	品質管理委員会運営細則第3条に定める公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等と監査契約を締結している監査事務所。 ^(注2)
登録上場会社等監査人	公認会計士法第34条の34の8第1項の「登録上場会社等監査人」をいい、上場会社等監査人名簿に登録を受けている監査事務所を指す。本冊子では経過期間終了後の「みなし登録上場会社等監査人」を含む。
品質管理レビュー報告書	監査事務所に対し交付する、監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況に関する品質管理レビューの実施結果を記載した書類。
改善勧告書	品質管理レビューにおいて改善が必要な事項が見受けられる監査事務所に対し交付する、監査事務所の品質管理システムに関する改善勧告事項と、監査業務の品質管理に関する改善勧告事項を区分して記載した書類。
改善勧告事項	監査事務所の品質管理システム、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する準拠違反が発生している懸念があると認められた事項。
改善計画書	品質管理レビュー報告書等の受領後、改善勧告書において指摘された重要な不備事項及び極めて重要な不備事項に対する監査事務所として既に実施した又は実施を計画する改善措置について、監査事務所が作成する書類。

個別事案審査制度	監査・規律審査制度及び綱紀審査制度により構成される。 監査・規律審査制度は、公認会計士業務等に係る個別の問題が発生した場合に、当該個別の問題に対する指導・監督機能の発揮、また、処分懸念事案に係る調査及び審査を実施することを目的とし、綱紀審査制度は、会長から審査要請を受けた処分懸念事案に係る懲戒処分について審査することを目的とする。
勧告書	・ 監査・規律審査会における審査の結果、綱紀審査要請には至らないものの、監査実施状況及び監査意見形成の過程等において不備が認められることから、会長名で発出される文書。 ・ 綱紀審査会において、審査の結果、懲戒処分に相当しないと判断された場合にも、同様に発出される。 ・ 上記いずれの場合においても、勧告書の中に勧告事項が記載される。
勧告事項	監査・規律審査会又は綱紀審査会の審査において、改善を要すると判断した事項。
特定事案	会費納付義務違反、CPD履修義務違反及び登録名簿の記載事項の変更登録義務違反の事案の総称。 従来、監査・規律審査会で行っていた綱紀審査会への処分提案機能を、懲戒処分の適時性及び早期の懲戒処分を行うことによる有効性を確保するため、2024年7月の会則改正により各所管部門に移管した。
大手監査法人	おおむね100社以上の上場会社を被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が1,000名以上の監査法人。 本冊子では、有限責任 あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツ、EY新日本有限責任監査法人及びPwC Japan有限責任監査法人の4法人を指す。
準大手監査法人	大手監査法人に準ずる規模の監査法人。 本冊子では仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人の4法人を指す。
中小監査事務所	大手監査法人及び準大手監査法人を除く、監査法人及び監査業務に従事する公認会計士。

(注) 1.金融庁企画市場局企業開示課課長補佐 鳥屋尾大介・金融庁企画市場局企業開示課係長 尾崎祐二,令和4年公認会計士法改正に伴う政令・内閣府令の改正,会計監査ジャーナル,2023年,No813 2023年4月号,p8-16内において解説。

URL : https://jicpa.or.jp/specialized_field/0-54-0-0-20230426_2304_kaikeishihou.pdf

2.品質管理レビュー制度等の解説,2023年7月20日,p.12-13

URL : <https://jicpa.or.jp/about/activity/self-regulatory/quality/5-30-0-2e-20230731.pdf>